

## 鶴ヶ島市議会基本条例

平成21年3月25日

鶴ヶ島市条例第11号

鶴ヶ島市議会（以下「議会」という。）は、二元代表制の下、市民から選挙で選ばれた議員で構成される議事機関として、同じく市民から選挙で選ばれた執行機関である鶴ヶ島市長（以下「市長」という。）とともに、市民の負託にこたえる責務を負っている。

議会は、合議制の機関の特性を最大限に生かすために、開かれた議会づくりを推進し、多くの市民と意見の交換をし、議員同士の議論を活発に行い、論点や課題を明らかにして、多様な市民の意見を集約していく。

市長とは、相互に緊張ある関係を保ち、政策の立案と提言をしながら、鶴ヶ島市としての最良の政策を導き、その執行を監視し評価していく。

制度の上では、議会の意思が市民の意思であり、議会の決定が市民の決定である。

不断の努力を重ね、資質を高め、真に、市民の負託にこたえ得る議会であるための最も根幹をなす支柱として、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営に関する基本的事項を定めることによって、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民参加を基本とした鶴ヶ島市の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための議会運営を行うこと。
- (3) 市民にとって、分かりやすい言葉を用いた説明を行うこと。
- (4) 議会運営に関する申合せ事項は、不断に見直しを行うこと。

(5) 市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 議員間の自由な討議を行うこと。
- (2) 市政の課題について、市民の意見を的確に把握すること。
- (3) 市民の福祉の向上を目指して活動すること。
- (4) 不断の研さんにより、自らの資質を向上させること。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

(市民参加)

第5条 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会の会議を原則として公開する。

- 2 議会は、市民に対しその有する情報を積極的に提供し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を果たすものとする。
- 3 議会は、市民に対し議会で行われた議案に対する審議の経過、結果その他の議案審議の内容について報告する議会報告会を開催する。
- 4 議会は、議員と市民が自由に意見の交換を行うことのできる場を設置し、市民の多様な意見を把握するとともに、市民参加の推進に努めるものとする。

(議員と市長その他の執行機関との関係)

第6条 議員と市長その他の執行機関は、議会の会議に当たっては、市政上の論点及び争点を明確にするとともに、緊張関係の保持に努めなければならない。

(重要な政策の説明)

第7条 議会は、市長が提案する政策のうち議会が重要であると認めるものに関して、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、その政策に係る次に掲げる事項について説明を求めることができる。

- (1) 提案に至る背景及び経緯
- (2) 他の地方公共団体における類似する政策との比較検討の結果

(3) 提案に至るまでの過程における市民との連携の内容

(4) 総合計画との整合性

(5) 財源の状況

(6) 将来にわたる費用負担の状況

(自由討議による合意形成)

第8条 議会は、議会が議員による討論の場であることを十分に認識し、議案の審議に当たっては、議員間の自由な討議により議論を尽くして合意の形成に努めるものとする。

(調査制度等の活用)

第9条 議会は、議案の審議に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による専門的事項に係る調査制度、公聴会制度及び参考人制度の活用に努めるものとする。

(政務調査費)

第10条 議員は、議員の調査研究に資するため、鶴ヶ島市議会の政務調査費に関する条例（平成13年条例第1号）の規定により交付される政務調査費を有効かつ適正に執行しなければならない。

2 議長は、鶴ヶ島市議会や政務調査費に関する条例の規定により提出された政務調査費収支報告書を公表するものとする。

(議員研修の充実強化)

第11条 議会は、議会及び議員の政策の立案及び形成の能力を高めるため、議員の研修の充実及び強化に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第12条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう議会の広報活動に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第13条 議会は、議会及び議員の政策の立案及び形成の能力を高めるため、議会事務局の調査及び法務の機能の充実及び強化に努めるものとする。

(議員の行動規範)

第14条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

(他の条例その他の規程との関係)

第15条 議会は、この条例が議会運営に関する基本的事項を定める条例であることを自覚し、議会に関する他の条例その他の規程を制定し、改正し、又は廃止する場  
合においては、この条例との整合を図るものとする。

(継続的な検討)

第16条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、この条例の規定について検討を加える必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。